

一般社団法人日本人間工学会理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に基づき、理事会の適正な運営を図ることを目的とする。

(組織等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2 監事は理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

3 理事の委任を受けた者は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第3条 理事会は、定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 社員総会に付議すべき事項

(2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第4条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長に対し、理事または監事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第5条 理事会は、理事長が招集する。

第6条 理事長は、定款第35条第2項の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第8条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第9条 理事会の議事は、定款で別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(報告の省略)

第10条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、法人法第91条第2項の規定による報告を除き、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)開催日時及び場所

(2)理事現在数及び定足数

(3)出席理事数

(4)議長、出席理事、出席監事、その他の理事会に出席した者の氏名

(5)理事会が定款第35条第2項の規定による請求を受けて招集されたときは、その旨

(6)決議を要する事項について特別な利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(7)議事の経過の要領及びその結果

(8)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうち指名された議事録署名人1名並びに出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

(メールによる審議及び報告の原則)

第12条 理事会審議の効率化及び学会関連情報の共有化等を目的とし、理事会メンバー同報によるメール審議及び報告を行うことができる。

2 前項で規定するメール審議及び報告の原則は、以下の通りとする。

(1)理事会メンバーは、役員(理事及び監事)、役員以外の委員長や担当等オブザーバー、事務局員とで構成する。

(2)メールの発信は、事務局から行うものとする。

(3)メール文書の責任者は、理事長とする。

(4)決議に関しては、改めて次回理事会で行うこととする。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

第1条 この規程は、平成21年9月7日から施行する。

第2条 平成24年3月6日改正